

第 2 8 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市上下水道局長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成28年 4月 1日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

上下水道局の調査課の情報公開請求で所管への聴取の有無は、どこのだれが、何をもとに判断し、だれが承認しているか

2 同年 4月25日、実施機関は、本件公開請求に対して、請求の対象となる行政文書（以下「本件対象文書」という。）が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年 6月13日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件対象文書を公開しない理由として、本件対象文書について作成していないため、不存在であると主張している。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 名古屋市上下水道局における情報公開事務については、調査課が所管している。具体的には、行政文書公開請求があった場合、通常調査課担当者は該当行政文書を所管していると思われる課室公所に対し、直接口頭（電話を含む。）で該当文書の有無等を確認した上で、請求内容等により必要に応じて文書で照会し、これらに対する回答を基に起案・決裁を経て公開・非公開等を決定している。

そして、行政文書の所管課室公所にどのように聴取するかは、調査課担当者が請求内容等に応じて判断している。

(2) 上記(1)のとおり、行政文書の所管課室公所へどのように聴取するかは調査課担当者が請求内容等に応じて判断しており、また決裁に至る過程で承認者が適宜確認をしている。

しかしながら、それらについて一般的な手続きを記載した文書は作成していない。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

2 審査請求の理由

だれが承認しているか及びどこのだれの氏名が記入されていない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件対象文書の有無が争点となっている。

2 本件対象文書について

(1) 実施機関の主張によると、行政文書公開請求があった場合、行政文書の所管課室公所にどのように聴取するかは調査課担当者が請求内容等に応じて判断しており、また決裁に至る過程で承認者が適宜確認しているとのことである。

(2) 当該実務の運用において、本件対象文書が存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、また、審査請求人は、第 4 2のとおり主張するに留まるほか、他にその存在を認めるに足りる事情も認められない。

3 したがって、本件対象文書は存在しないと認められる。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成28年 7月 6日	諮問書の受理
同日	実施機関に弁明書を提出するよう通知
10月27日	実施機関の弁明書を受理

11月10日	審査請求人に弁明書の写しを送付 併せて、弁明書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意 見陳述等申出書を提出するよう通知
令和元年11月15日 (第23回第 1小委員会)	調査審議
令和 2年 2月28日 (第26回第 1小委員会)	調査審議
3月19日 (第27回第 1小委員会)	調査審議
6月 2日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 安井信久